

資 料 編

1 一般廃棄物	
(1) 一般廃棄物の処理体制(平成20年度)	68
(2) 市町のごみ排出量及び処理量(平成20年度)	69
(3) ごみ排出量等の推移(平成11~20年度)	71
(4) ごみ処理量の推移(平成11~20年度)	71
(5) ごみ再生利用量等の推移(平成11~20年度)	71
(6) ごみ最終処分量の推移(平成11~20年度)	71
(7) ごみ処理経費の推移(平成11~20年度)	72
(8) ごみ処理施設の整備状況(平成20年度末現在)	72
(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移(平成11~20年度)	72
(10) し尿等の排出量の推移(平成11~20年度)	73
(11) し尿等の処理状況の推移(平成11~20年度)	73
(12) し尿処理施設の整備状況(平成20年度末現在)	73
(13) 浄化槽の設置基数の推移(平成11~20年度)	73
(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移(平成11~20年度)	73
2 産業廃棄物	
(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量(平成20年度)	74
(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況	74
(3) 産業廃棄物処理業の状況	75
(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数	75
(5) 公共関与による埋立処分事業の状況	76
(6) 産業廃棄物の広域移動の状況	76
(7) 有害廃棄物対策の現状	76
3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況(広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋)	
(1) 温室効果ガスの現状と削減目標	77
(2) 再生可能エネルギー対策の現状等	77
4 循環型社会形成	
(1) 循環型社会の実現のための法体系	78
(2) 国の基本方針	79
5 第3次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯	
(1) 広島県環境審議会における審議状況等	80
(2) 広島県環境審議会委員一覧	81
6 用語集	85

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成20年度）

市 町 名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は安芸地区衛生施設管理組合)
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
三原市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	三原広域市町村圏事務組合	単独処理 (一部は甲世衛生組合)
尾道市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
三次市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	単独処理	単独処理	単独処理
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北広島町	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)
大崎上島町	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
世羅町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

(2) 市町のごみ排出量及び処理量（平成20年度）

① ごみ排出量

市町名	計画処理区域内人口			収集ごみ						直接搬入量	合計	左の内訳		1人1日当たりの排出量 (g/人・日)
	計画収集人口	自家処理人口	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	計			生活系	事業系	
広島市	1,152,304	0	1,152,304	278,476	22,179	51,116	291	3,785	355,847	20,117	375,964	222,632	153,332	894
呉市	247,125	0	247,125	61,725	3,129	8,887	151	1,278	75,170	16,710	91,880	56,185	35,695	1,019
竹原市	30,091	0	30,091	7,614	1,379	579	6	6	9,584	1,017	10,601	7,641	2,960	965
三原市	102,801	0	102,801	28,842	1,517	2,466	0	240	33,065	5,073	38,138	21,486	16,652	1,016
尾道市	150,142	25	150,167	39,103	5,428	9,593	73	268	54,465	3,506	57,971	39,540	18,431	1,058
福山市	464,100	0	464,100	131,306	5,956	13,219	0	2,453	152,934	5,573	158,507	110,806	47,701	936
府中市	44,920	0	44,920	7,121	550	2,610	0	0	10,281	1,433	11,714	8,736	2,978	714
三次市	58,828	0	58,828	11,360	586	3,862	189	475	16,472	1,524	17,996	13,479	4,517	838
庄原市	41,845	0	41,845	4,605	167	2,605	4	68	7,449	2,878	10,327	7,423	2,904	676
大竹市	29,567	0	29,567	5,357	274	1,151	2	16	6,800	2,928	9,728	7,776	1,952	901
東広島市	177,931	0	177,931	48,613	436	8,342	79	1,353	58,823	5,284	64,107	37,507	26,600	987
廿日市市	117,496	0	117,496	27,576	641	2,496	22	1,248	31,983	3,713	35,696	24,451	11,245	832
安芸高田市	32,634	0	32,634	5,131	329	39	0	56	5,555	1,611	7,166	4,202	2,964	602
江田島市	28,467	0	28,467	7,039	643	485	19	717	8,903	1,574	10,477	7,725	2,752	1,008
市小計	2,678,251	25	2,678,276	663,868	43,214	107,450	836	11,963	827,331	72,941	900,272	569,589	330,683	921
府中町	51,170	0	51,170	12,072	333	1,399	22	552	14,378	500	14,878	11,205	3,673	797
海田町	28,012	0	28,012	8,655	139	1,030	7	314	10,145	819	10,964	7,307	3,657	1,072
熊野町	25,702	0	25,702	5,463	76	906	10	525	6,980	458	7,438	6,449	989	793
坂町	13,348	0	13,348	4,256	70	703	6	212	5,247	115	5,362	3,777	1,585	1,101
安芸太田町	7,974	32	8,006	1,217	0	341	5	15	1,578	335	1,913	842	1,071	657
北広島町	20,053	532	20,585	3,380	189	149	3	19	3,740	882	4,622	2,464	2,158	631
大崎上島町	8,942	0	8,942	1,481	211	621	6	97	2,416	545	2,961	2,457	504	907
世羅町	18,731	0	18,731	2,210	307	365	0	41	2,923	170	3,093	2,061	1,032	452
神石高原町	11,468	0	11,468	1,000	31	430	3	68	1,532	56	1,588	1,532	56	379
町小計	185,400	564	185,964	39,734	1,356	5,944	62	1,843	48,939	3,880	52,819	38,094	14,725	781
県計	2,863,651	589	2,864,240	703,602	44,570	113,394	898	13,806	876,270	76,821	953,091	607,683	345,408	912

② ごみ処理量

市町名	ごみ 処理量 (①~④)	焼却処理量			最終処分量				焼却以外の 中間処理量 ③	資源化量			集団 回収量	自家 処理量
		直接 焼却量 ①	処理残さ 焼却量	計	直接 最終処分量 ②	処理残さ 埋立量	焼却残さ 埋立量	計		直接 資源化量 ④	処理後の 資源化量	計		
広島市	375,964	286,927	14,589	301,516	26,197	3,887	14,687	44,771	62,840	0	59,994	59,994	0	0
呉市	91,880	72,582	4,928	77,510	214	1,722	9,494	11,430	19,084	0	10,780	10,780	6,456	0
竹原市	10,601	8,091	0	8,091	0	1,138	692	1,830	1,721	789	423	1,212	515	0
三原市	38,138	32,956	1,419	34,375	0	510	5,369	5,879	5,182	0	2,994	2,994	2,438	0
尾道市	57,971	40,101	3,705	43,806	2,144	292	5,707	8,143	8,185	7,541	3,527	11,068	69	0
福山市	158,507	49,665	49	49,714	0	8,053	8,110	16,163	108,646	196	61,407	61,603	11,295	0
府中市	11,714	0	0	0	965	515	0	1,480	10,749	0	5,799	5,799	0	0
三次市	17,996	11,883	1,026	12,909	190	385	1,613	2,188	3,552	2,371	2,016	4,387	43	0
庄原市	10,327	5,996	393	6,389	0	239	0	239	4,331	0	4,477	4,477	0	0
大竹市	9,728	0	0	0	0	235	0	235	9,728	0	5,813	5,813	1,418	0
東広島市	64,107	52,183	444	52,627	973	2,993	6,119	10,085	7,591	3,360	3,835	7,195	3,040	0
廿日市市	35,696	10,347	616	10,963	1,016	18	1,628	2,662	24,333	0	15,258	15,258	1,459	6
安芸高田市	7,166	6,211	253	6,464	0	55	0	55	944	11	1,540	1,551	621	0
江田島市	10,477	7,794	697	8,491	1,161	259	899	2,319	1,508	14	533	547	869	0
市小計	900,272	584,736	28,119	612,855	32,860	20,301	54,318	107,479	268,394	14,282	178,396	192,678	28,223	6
府中町	14,878	13,124	0	13,124	0	333	494	827	914	840	1,338	2,178	0	0
海田町	10,964	9,066	0	9,066	0	0	301	301	1,898	0	1,500	1,500	0	0
熊野町	7,438	6,159	19	6,178	0	68	232	300	1,279	0	1,575	1,575	41	0
坂町	5,362	4,310	60	4,370	70	0	139	209	982	0	1,088	1,088	0	0
安芸太田町	1,913	1,461	7	1,468	0	22	84	103	452	0	422	422	0	8
北広島町	4,622	3,976	134	4,110	0	37	34	71	644	2	1,018	1,020	0	178
大崎上島町	2,961	1,995	0	1,995	0	0	263	263	966	0	696	696	0	0
世羅町	3,093	0	226	226	0	92	0	92	3,093	0	1,666	1,666	0	0
神石高原町	1,588	0	0	0	56	5	0	61	1,532	0	923	923	0	0
町小計	52,819	40,091	446	40,537	126	557	1,547	2,230	11,760	842	10,226	11,068	41	186
県計	953,091	624,827	28,565	653,392	32,986	20,858	55,865	109,709	280,154	15,124	188,622	203,746	28,264	192
県外受託分	141	129	0	129	0	0	15	15	12	0	0	0	—	—
処理量計	953,232	624,956	28,565	653,521	32,986	20,858	55,880	109,724	280,166	15,124	188,622	203,746	—	—

(3) ごみ排出量等の推移 (平成11～20年度) 単位 人口：千人、量：t/年、1人1日当たり排出量：g/人・日

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総人口	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875	2,872	2,869	2,864
計画収集人口	2,870	2,868	2,867	2,871	2,871	2,874	2,873	2,871	2,868	2,863
自家処理人口	15	15	13	8	7	3	2	1	1	1
排出量	1,079,187	1,134,853	1,192,447	1,123,986	1,108,131	1,095,205	1,066,228	1,049,758	999,473	953,091
収集ごみ量	988,948	1,039,760	1,006,958	1,001,187	1,004,341	979,640	958,096	939,870	912,817	876,270
直接搬入量	90,239	95,093	185,489	122,799	103,790	115,565	108,132	109,888	86,656	76,821
自家処理量	13,572	8,912	9,159	7,564	5,580	648	552	117	122	192
1人1日 当たり 排出量	広島県 1,030	1,081	1,139	1,073	1,057	1,041	1,017	1,001	952	912
	全国平均 1,107	1,128	1,120	1,112	1,107	1,084	1,067	1,050	1,024	971

(4) ごみ処理量の推移 (平成11～20年度)

単位：t/年

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ごみ処理量	1,079,188	1,134,790	1,192,722	1,124,015	1,110,434	1,095,440	1,066,483	1,050,001	999,724	953,232
直接焼却量	777,937	801,240	830,394	816,751	828,730	702,615	681,294	673,114	648,262	624,956
焼却以外の 中間処理量	180,478	215,386	189,017	199,889	196,495	322,103	314,794	313,484	299,689	280,166
直接再生利用量	—	—	—	—	15,936	13,250	15,840	16,204	15,448	15,124
直接最終処分量	120,773	118,164	173,311	107,375	69,273	57,472	54,555	47,199	36,325	32,986

(注) 平成15年度から、実態調査の様式変更により、直接再生利用量(直接資源化量)の項目が追加

(5) ごみ再生利用量等の推移 (平成11～20年度)

単位 量：t/年、率：%

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総資源化量	146,400	163,307	158,844	165,900	161,283	247,453	242,518	249,070	244,952	232,010
再生利用量	119,942	136,237	133,103	140,174	134,338	218,468	213,882	220,529	216,549	203,746
集団回収量	26,458	27,070	25,741	25,726	26,945	28,985	28,636	28,541	28,403	28,264
再生利用率	広島県 11.1	12.0	11.2	12.5	12.1	19.9	20.1	21.0	21.7	21.4
	全国平均 8.7	9.8	10.4	11.9	12.3	12.8	14.1	14.6	15.2	15.2

(注) 再生利用率(%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

(6) ごみ最終処分量の推移 (平成11～20年度)

単位 量：t/年、1人1日当たり最終処分量：g/人・日

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
最終処分量	264,129	279,563	323,485	248,637	203,685	168,555	159,191	134,425	123,253	109,724
うち焼却灰埋立量	110,136	115,020	118,180	109,664	102,034	79,771	74,010	58,723	65,781	55,880
1人1日 当たり最 終処分量	広島県 250	266	308	237	193	161	152	128	117	105
	全国平均 235	227	215	194	181	174	157	146	136	119

[増加要因]

平成11年度：平成11年6月の豪雨災害による災害廃棄物の処分

平成12年度：家電リサイクル法施行(平成13年4月)を前にした廃家電の駆けこみ排出

平成13年度：平成13年3月24日の芸予地震による災害廃棄物の処分

[減少要因]

平成16年度：RDF(ごみ固形燃料)の製造等による資源化量の増加

(7) ごみ処理経費の推移 (平成11～20年度)

単位 ごみ処理経費：億円、1人当たりの経費：円/年・人

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
ごみ処理経費	293.8	302.0	308.8	307.3	306.3	336.1	334.7	344.7	342.8	339.4	
1人 当たり の経費	広島県	10,200	10,500	10,800	10,700	10,700	11,700	11,600	12,000	11,900	11,800
	全国平均	11,100	11,500	11,700	11,700	11,600	11,700	11,800	11,700	12,000	11,900

(8) ごみ処理施設の整備状況 (平成20年度末現在)

【ごみ焼却施設】

区 分	計	ごみ焼却施設			
		固定バッチ式	機械化バッチ式	准連続式	全連続式
施設数	26	1	7	8	10
公称能力 (トン/日)	2,989	26	164	604	2,195
処理実績 (トン/日)	1,763	9	63	366	1,325

【焼却以外の中間処理施設】

区 分	計	中間処理施設		
		ごみ燃料化 処理施設	資源化施設	粗大ごみ 処理施設
施設数	51	7	30	14
公称能力 (トン/日)	1,586	550	635	401
処理実績 (トン/日)	727	365	254	108

【最終処分場】

施設数	29
全体容量	8,921 千m ³
残余容量	2,207 千m ³
平成20年度埋立実績	116 千m ³
平成18～20年度の平均埋立量	136 千m ³
残余年数(残余容量/平均埋立量)	16 年

(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移 (平成11～20年度)

単位：千人

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総人口	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875	2,872	2,869	2,864
水洗化人口	2,154	2,209	2,250	2,310	2,358	2,391	2,403	2,430	2,456	2,479
公共下水道人口	1,402	1,477	1,523	1,575	1,629	1,661	1,695	1,728	1,762	1,785
浄化槽処理人口	752	732	727	735	729	730	708	702	694	694
うち合併処理 浄化槽人口	285	291	298	314	333	342	355	358	370	383
非水洗化人口	731	674	630	569	520	486	472	442	413	385
水洗化率 (%)	74.7	76.6	78.1	80.2	81.9	83.1	83.6	84.6	85.6	86.6
全国平均	81.9	83.4	84.7	86.0	87.1	88.1	88.9	89.7	90.3	90.7

(10) し尿等の排出量の推移（平成11～20年度）

単位：千k l

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
し尿収集量	486.0	450.8	425.4	394.6	380.6	356.9	335.2	321.0	299.6	286.8
浄化槽汚泥収集量	414.7	403.0	404.3	407.1	416.2	410.4	412.9	414.2	421.0	429.9
自家処理量	65.7	61.1	60.4	53.0	49.5	46.3	25.3	16.3	14.7	12.9
合 計	966.4	914.9	890.1	854.7	846.3	813.6	773.4	751.5	735.3	729.6

(11) し尿等の処理状況の推移（平成11～20年度）

単位：千k l

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
し尿処理施設	876.9	833.8	806.7	776.8	757.6	743.1	725.7	715.2	711.7	705.9
下水道投入	24.2	20.4	23.1	25.4	24.7	24.4	22.6	20.5	9.3	10.9
その他(農地還元を含む)	0.4	0.3	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0	0	0
合 計	901.5	854.5	830.3	802.4	782.6	767.7	748.5	735.7	721.0	716.8

(12) し尿処理施設の整備状況（平成20年度末現在）

施 設 数	3 6
公称能力 (kl/日)	2, 7 7 7

(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成11～20年度）

単位：基

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
単独浄化槽	176,935	157,048	149,902	136,361	133,240	125,164	121,483	120,879	118,390	114,550
合併処理浄化槽	38,117	43,229	48,631	53,722	58,665	62,511	70,840	73,396	76,684	79,008
計	215,052	200,277	198,533	190,083	191,905	187,675	192,323	194,275	195,074	193,558

(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成11～20年度）

単位：%

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
新設時検査 (広島県)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.3	99.0	99.7	99.8	99.9
新設時検査 (全国平均)	72.9	75.4	78.0	84.2	84.4	84.0	84.0	86.7	87.9	89.9
定期検査 (広島県)	8.8	9.0	11.3	13.9	15.8	18.4	19.4	21.2	26.0	35.2
定期検査 (全国平均)	13.9	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成20年度）

単位：t/年

区分	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	合計
燃え殻					23,631	23,851				7		83	47,572
汚泥		262	67,263	152,375	1,460,699	1,959,214	20	275	1,625	99	24	13,751	3,655,607
廃油			45	4,228	75,552	112		697	7,502	37	87	804	89,064
廃酸				33	57,109			56	20	183	35	53	57,489
廃アルカリ				11	23,239		7	43	192	78	19	34	23,623
廃プラスチック類	563	2	81	23,139	116,341	168	234	2,330	3,018	2,990	159	1,626	150,651
紙くず				10,880	25,563		9						36,452
木くず				155,743	198,629			2,489	1			3	356,865
繊維くず				1,019	1,728								2,747
動植物性残さ					63,915								63,915
動物系固形不要物					810								810
ゴムくず					2,043			1		15			2,059
金属くず		3	142	26,313	259,898	572	383	1,254	4,713	144	422	1,959	295,803
ガラス・コンクリート・陶磁器くず				44,636	56,543	143	25	34	326	187	13	175	102,082
鉱さい				347	5,960,598							31	5,960,976
がれき類				1,295,711	28,707	372	3,665	130	197		21	195	1,328,998
ばいじん					326,291	396,562							722,853
動物のふん尿	986,080												986,080
動物の死体	1,360												1,360
感染性廃棄物					163				2	5,552		9	5,726
混合物等				61,608	2,694	46	22	404	1,508	682	74	482	67,520
合計	988,003	267	67,531	1,776,043	8,684,153	2,381,040	4,365	7,713	19,104	9,974	854	19,205	13,958,252

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

【中間処理施設】

平成20年度末現在

施設の種別	設置主体	処理施設数				処理能力			
		排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
ア	汚泥の脱水施設	26	32	4	62	2,792	3,289	574	6,655
イ	汚泥の乾燥施設（機械）	2	2	0	4	134	142	0	276
ウ	汚泥の乾燥施設（天日）	0	2	0	2	0	306	0	306
エ	廃油の油水分離施設	1	7	0	8	75	1,961	0	2,036
オ	廃プラスチック類の破碎施設	0	42	0	42	0	3,219	0	3,219
カ	木くず又はがれき類の破碎施設	2	259	0	261	776	213,431	0	214,207
キ	シアンの分解施設	1	0	0	1	4	0	0	4
ク	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	0	1	0	1	0	30	0	30
ケ	PCB廃棄物の分解施設	1	0	0	1	25	0	0	25
コ	PCB廃棄物の分離施設	1	0	0	1	31	0	0	31
サ	汚泥の焼却施設	4	23	1	28	53	1,186	5	1,244
シ	廃油の焼却施設	5	23	0	28	106	944	0	1,050
ス	廃プラスチック類の焼却施設	3	35	0	38	51	860	0	911
セ	その他の焼却施設	8	46	2	56	368	1,529	12	1,909
	計	54	472	7	533	4,415	226,897	591	231,903

(注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設

2 処理能力の単位は、ア、イ、ウ、エ、キ、ケ、コ、サ及びシの施設はm³/日、オ、カ、ク、ス及びセの施設はt/日

【最終処分場】（再掲）

平成19年度末現在

区分	施設数				残余容量（万m ³ ）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	5	67	1	73	3	365	12	380	6.5
管理型処分場	7	23	2	32	5	204	37	245	8.1
計	12	90	3	105	8	569	49	625	7.0

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成19年度の埋立量の実績（安定型58万m³、管理型30万m³）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びびがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 5 端数処理のため、合計値があわない場合がある。

(3) 産業廃棄物処理業の状況

【業態別産業廃棄物処理業の許可状況】

平成20年度末現在

区分	業種	管轄				
		県	広島市	呉市	福山市	計
産業廃棄物	収集運搬	3,143	1,740	851	1,339	7,073
	中間処理	230	106	27	45	408
	最終処分	11	9	3	7	30
	中間処理・最終処分	18	0	0	5	23
	小計	3,402	1,855	881	1,396	7,534
特別管理産業廃棄物	収集運搬	460	263	140	255	1,118
	中間処理	18	11	1	4	34
	最終処分	2	0	0	0	2
	中間処理・最終処分	0	0	0	0	0
	小計	480	274	141	259	1,154
合計		3,882	2,129	1,022	1,655	8,688

- (注) 合計欄の業者数は、一の業者が、県、広島市、呉市及び福山市と重複して許可を得ている場合があり、県全体の許可業者数と実際の処理業者数は一致しない。

(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数

【広島県全体】

平成22年10月現在

業種 年度	合計	建設業	製造業	電気事業	水道業	ガス業	その他
H15	153	59	52	2	27	0	13
H16	224	98	78	2	30	0	16
H17	275	118	101	3	35	0	18
H18	295	128	103	4	38	0	22
H19	330	161	103	4	39	0	23
H20	322	165	107	3	25	0	22
H21	380	211	116	4	23	0	26
H22	380	209	118	4	22	0	27

(5) 公共関与による埋立処分事業の状況

平成21年度末現在

事業名	箕島地区廃棄物等埋立処分事業	
事業実施場所	福山市箕沖町	
事業実施主体	(財) 広島県環境保全公社	
事業期間	昭和63年10月11日～	
規模	面積	35.6ha
	容量	193.7万m ³
受入実績	158.8万m ³	
残余容量 (平成21年度末現在)	34.9万m ³	
埋立廃棄物	産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類)、一般廃棄物(焼却灰など)	

- (注) 1 (財) 広島県環境保全公社が県から施設を借り受けて埋立処分事業を実施している。
2 一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町の焼却灰なども、一時的に受け入れている。

(6) 産業廃棄物の広域移動の状況

単位: 万t

年度	県外からの搬入量	県外への搬出量	H20年度における 主な搬入元・搬出先
H16	60.9 (うち埋立30.8)	73.1 (うち埋立3.4)	(搬入元) ○43都府県 ○岡山県、東京都、山口県、島根県、愛媛県、及び神奈川県で60%を占める。 (搬出先) ○34道府県 ○福岡県、山口県、大分県、高知県及び岡山県で92%を占める。
H17	65.7 (うち埋立40.6)	73.7 (うち埋立8.5)	
H18	90.9 (うち埋立32.4)	73.9 (うち埋立0.7)	
H19	61.4 (うち埋立27.4)	70.7 (うち埋立7.9)	
H20	61.1 (うち埋立27.8)	81.5 (うち埋立7.9)	

(7) 有害廃棄物対策の現状

【PCB廃棄物保管等届出状況】

平成20年度末現在

種類 (単位)	保管中	使用中
高圧トランス (台)	867	616
高圧コンデンサ (台)	9,710	944
低圧トランス (台)	2,054	19
低圧コンデンサ (台)	19,280	231
柱上トランス (台)	367,332	186,001
安定器 (台)	158,444	7,523
PCB (kg)	3,657	—
PCBを含む油 (kg)	268,770	—
感圧複写紙(ノーカーボン紙) (kg)	26,164	—
ウエス (kg)	23,711	—
その他機器 (台)	174,837	191
届出事業者数	1,591	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

【アスベスト廃棄物処理施設周辺等のアスベスト濃度測定】

年 度	測定施設数	区 分	濃度範囲（本／l）
H19	12	処理施設周辺	0.028～0.34
		事業場敷地境界	0.028～0.096
H20	9	処理施設周辺	0.020～0.13
		事業場敷地境界	0.020～0.16
H21	10	処理施設周辺	0.091～0.48
		事業場敷地境界	0.089～0.60

【ダイオキシン類行政検査結果】

○産業廃棄物焼却施設

年 度	検査施設数	基準超過施設数
H19	21	2
H20	21	3
H21	16	1

○産業廃棄物管理型最終処分場

年 度	検査施設数	基準超過施設数
H19	5	0
H20	8	0
H21	5	0

3 廃棄物部門における地球温暖化対策の状況（広島県地球温暖化防止地域計画からの抜粋）

（1）温室効果ガスの現状と削減目標

（単位：万t-CO₂）

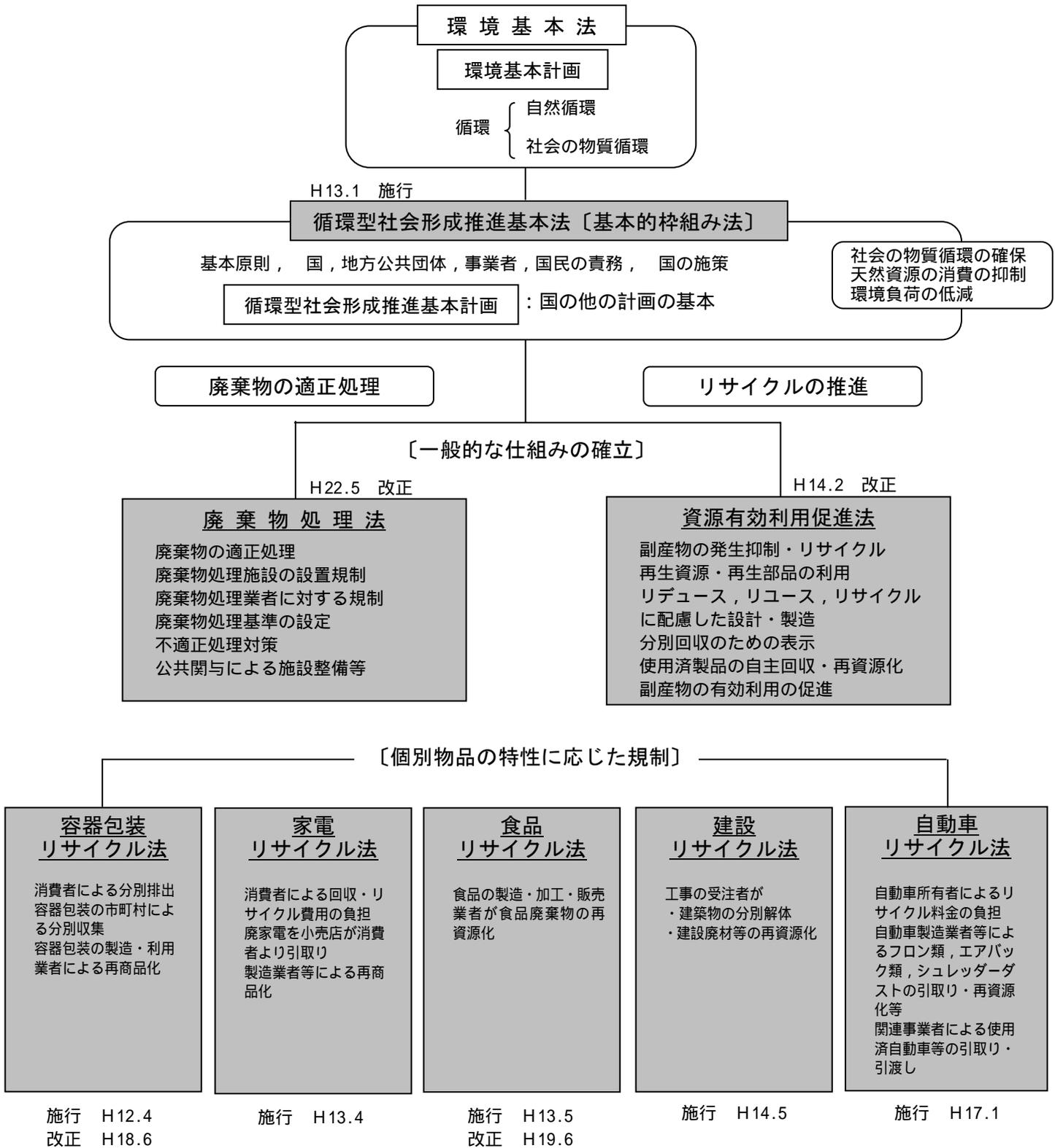
区 分	H19 （基準年度）	削減目標
廃棄物部門	50	排出量をH19年度比 10%削減

（2）再生可能エネルギー対策の現状等

施策	指標項目（内容）	単位	現状 （H20）	目標値 （H32）
再生可能エネルギー対策	廃棄物発電導入量	KL （原油換算）	22,451	61,300
	廃棄物熱利用導入量	KL （原油換算）	28,551	110,300

4 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系



〔需要面からの支援〕

グリーン購入法（国等が率先して再商品などの調達を推進）

施行 H13.4
改正 H15.7

(2) 国の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号） — 抜粋 —

改正 平成22年12月20日環境省告示第130号

○ 方針における減量化目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第二次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成27年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

○ 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量を約5パーセント削減し、再生利用量を約20パーセントから約25パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約22パーセント削減する。

（単位：100万トン/年）

区 分	平成19年度	平成27年度
排 出 量	51	48
再生利用量	10.3 (20%)	12.3 (25%)
中間処理による減量	3.4 (67%)	3.1 (65%)
最終処分量	6.4 (13%)	5.0 (10%)

平成27年度については、国の目標量から算出した数値

○ 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成19年度）に対し、平成27年度において、排出量の増加を約1パーセントに抑制し、再生利用量を約52パーセントから約53パーセントに増加させるとともに、最終処分量を約12%削減する。

（単位：100万トン/年）

区 分	平成19年度	平成27年度
排 出 量	419	423
再生利用量	219 (52%)	223 (53%)
中間処理による減量	180 (43%)	182 (43%)
最終処分量	20 (5%)	18 (4%)

平成27年度については、国の目標量から算出した数値

（注1）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

（注2）括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

5 第3次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会における審議状況等

開催日	審議内容
平成22年7月5日(月)	知事が環境審議会会長に諮問
平成22年7月5日(月)	環境審議会から生活環境部会へ付議
第1回 生活環境部会 平成22年7月21日(水)	第3次広島県廃棄物処理計画の策定について 第2次広島県廃棄物処理計画の概要について 第2次広島県廃棄物処理計画の減量化目標の検証について 第2次広島県廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について 広島県の廃棄物処理の諸課題について
第2回 生活環境部会 平成22年9月16日(木)	第3次広島県廃棄物処理計画の計画目標案について 廃棄物処理に係る課題及び施策について
第3回 生活環境部会 平成22年11月30日(火)	第3次広島県廃棄物処理計画原案について
平成23年1月20日(木)	パブリックコメントの実施(平成23年2月9日まで)
平成23年2月17日(木)	市町への意見聴取(法定要件)
第4回 生活環境部会 平成23年3月10日(木)	第3次広島県廃棄物処理計画の策定経緯について 第3次広島県廃棄物処理計画原案に係る意見等について 第3次広島県廃棄物処理計画案について
平成23年3月11日(金)	環境審議会会長から知事へ答申

(2) 広島県環境審議会委員一覧 (★印は生活環境部会委員)

(平成23年3月末現在)

区分	氏名	職業等
会長	岡田光正	放送大学教授
会長代理	中西稔	広島大学名誉教授
会長代理	今岡務	広島工業大学環境学部教授
委員	児玉信子	広島県女性薬剤師会副会長
"	佐々木緑	広島修道大学人間環境学部准教授
"	鈴木盛久	比治山大学現代文化学部教授
"	林武広	広島大学大学院教育学研究科教授 (広島大学附属東雲小学校・附属東雲中学校 校長)
"	福本幸夫	帝京科学大学生命環境学部教授
"	西嶋渉	広島大学環境安全センター教授
"	杉原数美	広島国際大学薬学部准教授
"	村田和賀代	県立広島大学生命環境学部准教授
"	浅野ジュン	中国・地域づくり交流会事務局長
"	谷村武士	広島県商工会議所連合会幹事長
"	川ノ上千恵	J A 広島県女性組織協議会会長
"	山本勇二	広島県漁業協同組合連合会代表理事会長
"	京才昭	広島県山岳連盟会長
"	間所了	広島県猟友会顧問
"	宮本博子	広島県女性医師の会
"	小林真幸	ひろしま地球環境フォーラム理事
"	橋野俊子	広島県生活協同組合連合会理事
"	中原律子	社団法人広島消費者協会会長
"	百田正則	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長
"	森川誠道	広島森林管理署長
"	山形浩史	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
"	秋山良壮	中国地方整備局企画部環境調整官
"	杉西加代子	広島県議会議員
"	吉井清介	広島県議会議員
"	下森宏昭	広島県議会議員
"	梶川幸子	広島県議会議員
"	栗原俊二	広島県議会議員
"	五藤康之	広島県市長会・三原市長
"	吉田隆行	広島県町村会・坂町長

(敬称略)

諮問文書

平成22年7月5日

広島県環境審議会会長様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
循環型社会課

第3次広島県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

付議文書

平成22年7月5日

広島県環境審議会
生活環境部会長様

広島県環境審議会会長

広島県環境審議会への諮問事項の付議について（依頼）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会に諮問がありました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件に
ついて付議します。

案 件

第3次広島県廃棄物処理計画について

答申文書

平成23年3月11日

広島県知事

湯崎英彦様

広島県環境審議会

会長 岡田光正

第3次広島県廃棄物処理計画の策定について（答申）

平成22年7月5日付けで諮問のこのことについて、別紙のとおりとすることを
適当と認めます。

6 用語集

あ行

■ RDF (Refuse Derived Fuel: ぐみ固形燃料)

ぐみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成型加工した固形燃料のこと。

■ ISO14001

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格 (ISO9000シリーズ) などを発行している。

■ アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿 (「せきめん」又は「いしわた」と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症 (じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保湿材の除去作業によって発生した飛散するおそれのある飛散性アスベスト (廃石綿) とアスベストがセメント、けい酸カルシウムと一体的に成形され建築資材として含有されている非飛散性アスベスト (石綿含有廃棄物) がある。

■ 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

■ 一般廃棄物処理有料化の手引き

市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

■ 海ぐみ

海底ぐみ (海底に沈んでいるもの)、漂流ぐみ (海中を浮遊しているもの)、漂着ぐみ (海岸に打ち上げられたもの) の総称。

■ エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

■ 汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

か行

■ 拡大生産者責任

生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、製品の設計を工夫すること、一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取やリサイクルを実施することなどが上げられる。

■ 環境行政総合調整会議

県，市町などで構成し，市町の環境行政の諸課題に係る検討及び技術的調整等を行う会議。

■ 環境経営

従来の規制対応を中心とした環境保全だけでなく，環境への配慮を企業経営に統合すること。

■ 環境月間

昭和48年から，毎年6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが，平成3年からは，6月を「環境月間」とし，環境省ほか関係省庁，地方公共団体，民間団体などによって各種の普及啓発事業が行われている。

■ 環境保全アドバイザー

地域で行われる環境学習や環境保全活動について，助言・指導を行う人材。県が実施又は認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち，登録を希望する者をアドバイザーとして登録し，地域での活用を促している。（県の独自制度で平成6年度から実施）

■ 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり，環境に関する方針や目標等を自ら認定し，これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい，このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

■ 感染性廃棄物

感染性病原体を含むか，そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では，特別管理廃棄物とされている。また，在宅医療が普及し，家庭で注射や点滴など医療機関と同様の措置が行われる事例が多くなっているため，家庭や地域から排出される感染性廃棄物の処理が問題となっている。

■ 広域認定制度

製品が廃棄物となったもので，当該廃棄物の処理を当該製品の製造，加工，販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより，当該廃棄物の減量，適正処理が確保されることを目的として，廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

■ 公共下水道

主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために，地方公共団体が管理する下水道で，処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。

■ 鋳さい

鋳石から金属を精錬する際などに，溶融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には，高炉，平炉，転炉，電気炉からの残さ（スラグ），キューポラ溶鋳炉のノロ，鋳物廃砂，サンドブラスト廃砂などがある。

コベネフィット型技術

環境対策（廃棄物対策）と地球温暖化対策を同時に進めることができる技術のこと。

さ行

■ 再生骨材・再生路盤材

がれき類や鋳さいなどから再生される粗骨材（砂利），細骨材（砂），道路舗装用材のこと。

■ 3 R

リデュース (Reduce : 発生抑制), リユース (Reuse 再使用), リサイクル (Recycle : 再生利用) をいう。リフューズ (Refuse : 過剰包装等の拒否), リペアー (Repair : 修理) を含めて 5 R とすることもある。

■ 残余容量

最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち, 既に埋め立てられた容量を除いた, 埋立可能な容量のこと。

■ 指定袋制度

市町が, ごみの排出抑制, 分別徹底などを目的として, 手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法のひとつ。

■ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう, 一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示したものの。

■ (大量生産, 大量消費, 大量廃棄型の) 社会経済システム

ここでは, (大量生産, 大量消費, 大量廃棄型の) 社会的・経済的活動や生活様式のことをいう。

■ 集団回収

家庭から出る新聞・雑誌・段ボールアルミ缶などの資源ごみを子ども会・自治会・児童会・保護者会などの地域住民団体がその地域内の資源を回収し, 資源回収業者に引き渡す方法。市町では, 補助金などを交付している場合を除き実態把握されていない。

■ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で, 「天然資源の消費が抑制され, 環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

■ 循環型社会形成推進交付金

廃棄物処理施設整備費補助金の廃止に伴い, 創設された国の交付金制度で, 市町(一部事務組合を含む。)が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」(概ね 5 か年)に基づき実施される事業の費用について交付される。

■ 浄化槽

水洗トイレ汚水(し尿)と, 台所や風呂, 洗濯などの生活雑排水を微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

■ 水洗化人口

公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽(合併処理浄化槽, 単独処理浄化槽, 農業集落排水処理施設等)を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。

■ 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの期間。美しい日本, 持続可能な社会をめざして, 全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

た行

■ ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）のようにダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね 800 以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができるかとされている。

■ ダイオキシン類ばく露防止対策

廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転，点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから，厚生労働省では，平成 13 年 4 月に労働安全衛生規則の一部を改正し，廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

■ 多量排出事業者

廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので，その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって，前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物は 50 トン以上），条例は 500 トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

■ 地域コミュニティ・ビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に，ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。

低炭素社会

二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。

な行

■ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

市町等地方公共団体（一般事務組合を含む。）が行う石油代替エネルギー及び省エネルギーに係る地球温暖化対策事業に対する国の補助制度。

は行

■ 廃棄物系バイオマス

バイオマス（biomass）は，バイオ（bio＝生物，生物資源）とマス（mass＝量）からなる言葉で，再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとは，廃棄される紙，家畜排せつ物，食品廃棄物，建設発生木材等をいう。

■ ばいじん

大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し，集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

■ 灰溶融

焼却灰やばいじんを，融点（1,300～1,500 度）以上の高温で処理し，岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は，元の容積の 1 / 2 ～ 1 / 3 に減容できること，重金属の溶出のおそれがないこと，土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。

■ PCB（Polychlorinated Biphenyl）

環境中で難分解性であり，生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

■ PCB廃棄物処理基金

国，都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金で造成される基金で，日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し，中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

■ 微量PCB廃棄物

PCB廃棄物のうち，電気機器等に使用された絶縁油であって，微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され，染込み，付着し，若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

■ 広島県汚水適正処理構想

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため，平成8年3月に策定した下水道，浄化槽等の処理方法の県の最適化計画のこと。

■ 広島県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止法の規定に基づき，地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので，本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

■ 広島県地球環境対策推進会議

本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。

■ ひろしま地球環境フォーラム

地球環境保全型社会を目指し，県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら，環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

■ びんごエコタウン構想

平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として，モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

ま行

■ マニフェスト，電子マニフェスト

マニフェストとは，産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際，不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい，廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

■ マニフェスト交付状況報告制度

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は，平成12年厚生省令第115号によりこれまで提出が猶予されていたが，省令改正により，平成20年4月1日以降提出が必要となった。マニフェストを交付した排出事業者は，前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し，事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

■ もったいない

平成17年2月に，ケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが来日した際にこの言葉を知り，世界に広め環境保全の標語にしようと呼びかけたことから注目された。「もったいない」に代表される，物を大事にする日本の心が世界に広まり，環境にやさしい社会づくりや，地球温暖化などの環境問題の解決につながることを期待されている。

や行

■ 溶融スラグ

被溶解物中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

■ 溶融スラグに係る J I S の品質基準の制定

溶融スラグをコンクリートの骨材又は一般道路用のアスファルトの骨材及び路盤材に用いる場合の規格が、平成 18 年 7 月に日本工業規格 (J I S) として制定された。

ら行

■ レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する (今後見込まれる) ため安定供給の確保が政策的に重要であるものとして、国の鉱業審査会でレアメタルと定義している 31 種類の非鉄金属。